

中四国乳房炎協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、中四国乳房炎協議会と称する。

(目的)

第2条 乳房炎は、酪農産業において良質乳生産を行ううえで最も経済的に損害を与えている。本会は、この課題に立ち向かうために乳房炎防除やその研究等の知識および技術の向上に努め、それらを現場に還元することにより、安全で美味しい生乳生産ならびに酪農経営の安定化に寄与することが目的である。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 1.乳房炎の基礎知識、防除技術の修得および問題解決のための技術交流を目的とした協議会の開催
- 2.乳房炎に関する調査研究
- 3.その他本会の目的を達成するための必要な事業

第2章 会員

第4条 本会の会員は、次の中から募る。

NOSAI、農協連、農協、普及センター、家畜保健衛生所、畜産試験場、大学、その他関連諸企業

(会費)

第5条 年会費は2,000円とする。

第6条 年会費の納入は、郵便振込みにより行い、納入期限は開始年度より2カ月の末日とする。

第3章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1.会長 1名
- 2.事務局 1名
- 3.会計 1名
- 4.監事 1名
- 5.幹事 若干名

(任務)

第8条 本会の役員は次のことを行う。

- 1.会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2.事務局は、本会の事務全般を総括する。
- 3.会計は、本会の財務を司る。
- 4.監事は、本会の業務を監査する。
- 5.幹事は、他の役員と共に本会の事業の企画をする。

(選任)

- 1.役員は年度末に協議会において会員の中から選出する。

(任期)

- 1.役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日の1年とする。
- 2.役員は、再任されることができる。

第4章 会計

第9条 本会の会計は、次に掲げるものをもってする。

1.会費

2.資産から生じる収入

3.その他の収入

(予算および決算)

第10条 本会の収支予算は、協議会の議決により定め、収支決算はその年度末財産目録とともに、監事の監査を経て協議会の承認を得られなければならない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第12条 この会則は、協議会において出席者全員の3分の2以上の同意があれば変更することができる。

第6章 所在地

第13条 本会の所在地は会長宅とする。

第7章 雑則

(細則への委任)

第14条 この会則の施行に関し必要事項は、役員会が定める。

第8章 附 則

(施行期間)

1. この会則は平成24年9月1日から施行する。
2. この会則は令和5年6月3日から施行する。